

北海道過疎地域自立促進方針【概要】

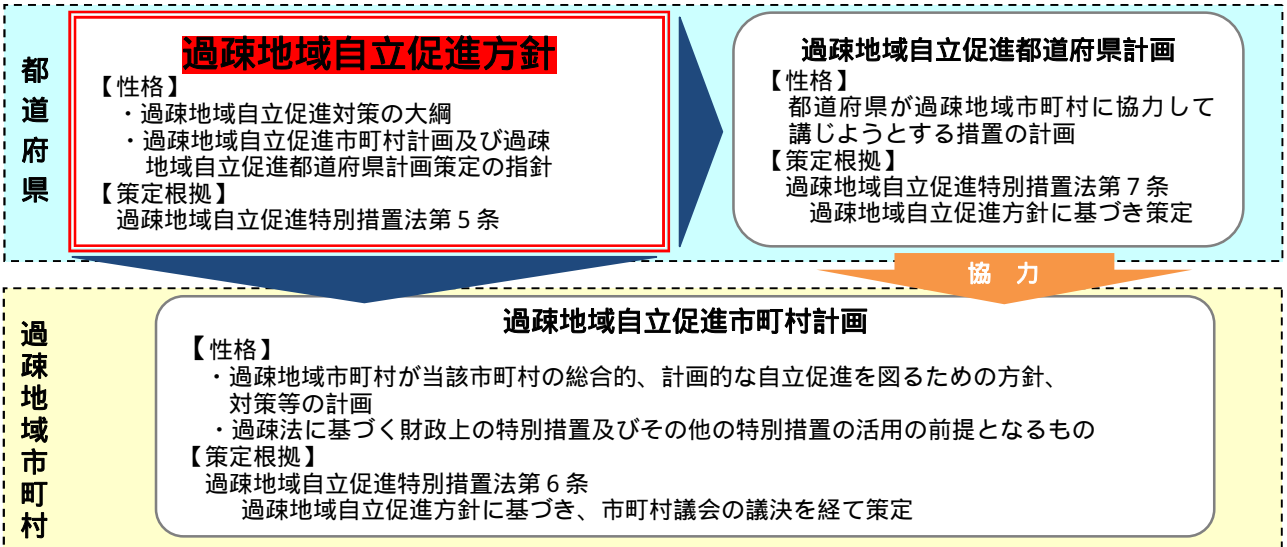
北海道過疎対策地域自立促進方針の策定

過疎地域対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限立法として制定されて以来、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に至るまで、約40年にわたり特別措置が講じられてきましたが、過疎地域においては、人口減少に歯止めがかからず、依然として厳しい状況にあることから、平成22年4月、過疎地域自立促進特別措置法の内容を拡充するとともに、失効期限を平成27年度まで6年間延長する一部改正法が施行されました。

北海道過疎地域自立促進方針は、過疎地域自立促進特別措置法第5条の規定に基づき、道の過疎地域自立促進対策の大綱を示すとともに、市町村が過疎地域自立促進市町村計画を定める際の指針及び道が過疎地域市町村に協力して講じようとする措置の計画を定める際の指針として策定するものです。

改正法の拡充内容：指定要件の追加、過疎対策事業債の対象施設の追加・ソフト事業への拡充 など

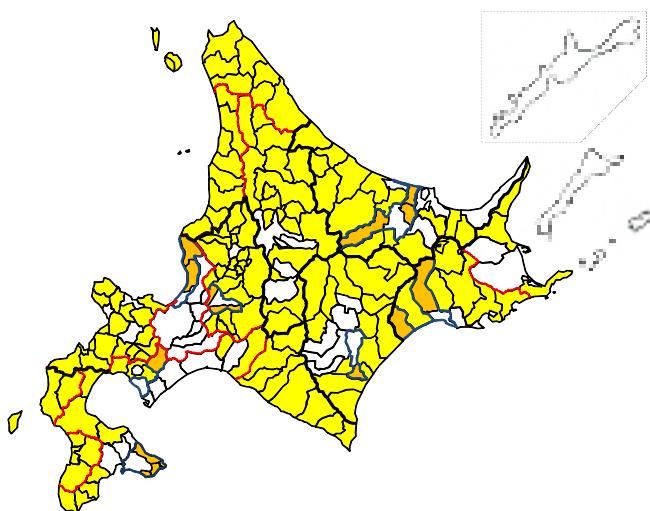
<参考> 過疎地域自立促進方針と過疎地域自立促進計画との関係



北海道過疎地域自立促進方針の期間

平成22年度から平成27年度までの6か年間

北海道における過疎地域の分布状況



過疎地域市町村 143団体

(21市、110町、12村)

《全道の約79.9%》

新たな公示団体：

小樽市、浦河町、羅臼町

全域が過疎地域である団体

(法第2条第1項) 136団体

過疎地域とみなす区域を有する団体

(法第33条第2項) 7団体

北海道過疎地域自立促進方針の構成

はじめに	3 交通通信体系の整備	5 高齢者等の	7 教育の振興
1 基本的な事項	情報化及び地域間交流の促進	保健・福祉の向上及び増進	8 地域文化の振興等
2 産業の振興	4 生活環境の整備	6 医療の確保	9 集落の整備 資料

1 基本的な事項

【過疎地域の現状と問題点】

過疎地域から道内各都市部への人口の流出が顕著
高齢化の進行と若年層の流出により年齢構成の偏りが顕著
担い手不足や就業者の高齢化などを背景に、第一次産業就業人口の減少が顕著
財政基盤が脆弱（財政力指数 過疎地域平均：0.23 全道平均：0.28）
社会基盤整備において全国の整備状況との格差がなお存在

【過疎地域自立促進の基本的な方向】

過疎地域の自立促進

～ 住民の安全・安心な暮らしづくりと、豊富な資源や潜在力を生かした
個性豊かで活力に満ちた持続可能な地域社会の構築 ～

過疎地域の公益的、多面的機能を一層発揮していくため、産業や生活に関わる基盤整備等による格差是正のほか、身近な生活交通の確保、医療対策、集落の維持・活性化対策、人材の育成・確保への支援などの様々な施策を展開し、地域の自給力と創富力を高め、個性豊かで活力に満ちた持続可能な地域づくりを進めます。

地域社会の自立に向けた大きな潜在力と可能性の発揮

・国内有数の生産量を誇る農水産物 ・清浄な水と空気、四季の変化が鮮明な気候
・雄大な自然や美しい景観、地域固有の文化 ・環境負荷の少ないクリーンエネルギー など

本道を取り巻く厳しい現状と時代の変化への的確な対応

既存ストックの有効活用、人材の育成などソフト対策事業の充実

行政・地域コミュニティ・NPO・企業など、多様な主体の協働・連携

新・北海道長期総合計画や各分野別計画、北海道新生プランなどの各種計画等との整合性に留意
各連携地域における「政策展開方針」に基づく様々な施策との整合性に配慮

2 産業の振興

現 状 と 問 題 点

【農林水産業】

貿易自由化交渉の進展など国内外の環境変化による、所得水準の低迷
担い手の高齢化、将来の不透明感や不安感による次世代の担い手不足
力強い経営体質の確立と強化

【地場産業】

既存市場の成熟化、消費者ニーズの多様化、技術革新やグローバル化の進展による売上の減少や競争の激化
中小零細企業が多く経営基盤が脆弱

【観光】

東アジア地域からの外国人観光客の増加
旅行目的の多様化や旅行形態の変化

【産業の振興の方針】

本道経済の活性化に向けては、基幹産業である農林水産業の振興をはじめ、当面の雇用・中小企業対策に加え、中長期的な視点に立った成長力強化の取組が重要であり、本道に優位性のある食や観光といった地域産業の振興を図るとともに、本道の成長を牽引するIT・バイオ等の新産業やものづくり産業の育成・集積を推進します。

主 な 施 策

農林水産業の振興

・生産基盤整備、安全な農水産物の提供、域内循環の推進、経営体質強化、担い手の育成 など

地場産業の振興

・ものづくり産業の振興、新産業の創出、中小企業の育成・強化 など

企業誘致対策

・トップセールス、北海道産業振興条例に基づく支援、企業立地促進法に基づく支援措置の活用 など

起業の促進

・起業の各段階に応じた支援（研修、助成、フォローアップ） など

商業の振興

・商店街、中心市街地の活性化の促進、商店街と大型店が連携した地域貢献活動の促進 など

観光の振興

・地域の個性や食の魅力を生かした観光地づくり、国内外からの誘客促進 など

省エネルギーの推進、新エネルギーの開発・導入

・「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」・「同行動計画」に基づく施策の推進 など

港湾施設の充実

・港湾の整備や利用の促進、港湾の機能充実、緊急物資の輸送拠点としての機能の確保 など

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

現 状 と 問 題 点

【道路】

地域における基幹的な社会基盤としての役割
中長期的な視点による「選択と集中」の観点に立った効果的・効率的な施設整備

【交通】

多様性、選択制のあるネットワークの形成、各種交通機関の特性を生かした有機的な連携
地域の日常生活や産業活動に必要な地域交通の確保

【情報化】

生活や経済活動等への情報通信技術の浸透
財源不足や人材・ノウハウの不足

【地域間交流】

価値観の変化やライフスタイルの多様化への対応

【交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針】

環境との調和を基本に、力強い経済構造の実現と安全・安心で快適な暮らしを支え、海外や国内、道内各地域間の連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成や、情報化の推進を図ります。

また、過疎地域の自然・文化・歴史・景観といった優れた地域資源を生かし、ゆとりある生活への欲求、自然環境への関心等、都市住民のニーズに応えるため、都市等との地域間交流の促進を図

主 な 施 策

道路の整備目標

- ・幹線道路（国道・道道）：幹線道路の整備推進、既存ストックの適正な維持管理
- ・市町村道：緊急に整備を必要とする幹線市町村道の改良・舗装、橋梁の長寿命化の促進
- ・農道：農道網の効率的・効果的な整備の推進
- ・林道：効率的・効果的な林道整備の推進（生物多様性の保全への配慮）
- ・漁港関連道：漁港等へのアクセス道路の整備の推進

多様な交通確保対策

- ・バス交通：国、道、市町村、バス事業者の適切な役割分担によるバス交通の確保対策の推進 など
- ・地域生活交通：デマンド交通など地域住民ニーズに応じた交通手段の確保
- ・鉄道交通：鉄道事業者等の関係機関と連携した施設整備や利用の促進 など
- ・海上交通：海上ネットワークの維持・充実や港湾機能の充実、離島航路の維持 など
- ・航空交通：航空ネットワークの維持・確保や空港機能の充実、離島航空路の維持 など

情報化の推進

- ・ITを活用した地域づくりや産業の活性化の促進、北海道電子自治体プラットフォーム構想の推進、地上テレビ放送のデジタル化に向けた取組の促進 など

移住・交流など地域間交流の促進

- ・都市と農山漁村との交流の促進、移住・交流に関する効果的な情報発信と受入体制の整備 など

4 生活環境の整備

現 状 と 問 題 点

【生活環境施設】

生活環境施設の整備水準における地域間格差の是正 生活環境に対する住民ニーズの多様化への対応

【消防・救急】

高度な応急措置、迅速な搬送体制等の確立 消防救急無線のデジタル化への対応

【生活環境の整備の方針】

だれもが住みよい北国の生活環境の創出を図るため、下水道やごみ処理施設の計画的な整備や安全でおいしい水道水の供給、緑豊かな公園の整備など生活環境施設の整備を促進するとともに、住民を災害や火災などから守り、生活の安定・安全を確保するため、消防・救急体制の整備を進めます。

主 な 施 策

水道、下水処理施設等の整備目標

- ・水道：水道未普及地域の解消、水道施設の計画的な更新の推進
- ・汚水処理施設：下水道等の効率的・効果的な整備の推進、広域汚泥処理・し尿の下水道施設等への受入
- ・ごみ処理施設：廃棄物の減量化やリサイクル、適正処理の推進、必要な施設整備の促進
- ・し尿処理施設：計画的な、し尿処理施設の整備や既存施設の高度化、改良の促進
- ・都市公園等：「快適な都市の緑・環境づくり」の推進
- ・公営住宅等：すべての人が安全に安心して暮らせる住まい・環境づくり

消防施設及び救急業務の整備目標

- ・消防救急デジタル無線設備：消防救急無線のデジタル化の促進
- ・動力消防ポンプ：地域の実情に応じた消防力の整備促進
- ・消防水利：耐震性貯水槽などを組み合わせた消防水利の整備促進
- ・高度消防設備：梯子自動車や救助工作車など高度な消防車輛の整備促進
- ・救急自動車：救急業務の高度化に対応した施設の整備促進

5 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

現 状 と 問 題 点

- | | |
|--|-----------------------|
| 【【高齢者の福祉】
介護を要する高齢者の増加 | サービスの質の確保、サービス提供基盤の整備 |
| 【【その他の保健・福祉】
共働き家庭の増加等による家庭の養育機能の低下 | 子ども同士のふれ合う機会の減少 |

【高齢者等の保健・福祉の向上及び増進の方針】

だれもが住み慣れた地域のなかで、ともに参加し支えながら、可能な限り自立して暮らし続けることができる地域社会の形成に向け、高齢者や障がい者の人たちが地域で自立した生活ができるよう、関係分野が連携し、ニーズに即した、きめ細やかなサービスが総合的・広域的に提供される体制づくりや多様な社会参加を促進する機会の拡大を図るとともに、次世代を担う子どもが健やかに育ち、だれもが安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進めます。

主 な 施 策

高齢者の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策

- ・介護予防の推進、介護サービスの提供基盤整備及び質の確保・向上、介護保険事業の円滑な推進 など

その他の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策

- ・保育所、認定こども園の整備促進、放課後児童クラブ等の設置促進 など

6 医療の確保

現 状 と 問 題 点

- 【無医地区】
医療機関までの距離・時間の改善
- 【特定診療科目】
医師の地域偏在や、産婦人科や小児科などの特定の診療科の医師不足
- 【医療提供体制】
医療機関の相互連携と機能分担

【医療の確保の方針】

地域の中核的な医療機関である地方・地域センター病院等の機能の充実・強化や自治体病院等の広域連携など医療機関相互の連携と機能分担を進め、医師等の確保や定着に関する対策、患者搬送体制の充実・強化を図るなど、住民・患者の視点に立って、良質かつ適切な医療を効率的、継続的に提供する体制を確立します。

主 な 施 策

無医地区対策

- ・へき地医療拠点病院による巡回診療の促進、患者輸送車・巡回診療車の整備促進 など

特定診療科目に係る医療確保対策

- ・医師不足地域に対する緊急臨時的な医師派遣の促進、ドクターバンク事業の推進 など

体系的な医療提供体制の整備

- ・医療機関の機能分担と相互の連携による医療連携体制の構築
医療連携体制を構成する医療機関の情報提供 など

7 教育の振興

現 状 と 問 題 点

- | | |
|---|-------------------|
| 【学校施設】
校舎等の安全性の確保 | 学校統廃合に伴う廃校施設の有効活用 |
| 【集会・体育・社会教育施設】
学習意欲やスポーツ志向の高まり、ニーズの高度化・多様化 | 既存施設の有効活用 |

【教育の振興の方針】

本道の将来を担う子どもたちが夢と希望にあふれ健やかに成長し、また、すべての道民が生き生きと充実した生活を送ることができるよう、いつでも、どこでも、自らの興味や関心、目的などに応じて、生涯学習活動や文化・スポーツ活動に取り組み、学習や活動の成果を社会の中で生かしていくことができる学習環境づくりを進めます。

主 な 施 策

小・中学校の教育施設等の整備

- ・校舎等の耐震化の促進、情報通信ネットワーク等・学校図書館・理科教育設備などの整備促進

集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備目標

- ・集会・社会教育施設：公民館、図書館などの整備を促進し、その効果的な運営を図る。
- ・体育施設：野外活動など、地域特性を生かしたスポーツ施設の充実を図る。

8 地域文化の振興等

現 状 と 問 題 点

開放的で多様性のある文化の継承
文化に対する関心や期待の高まり

個性的な地域文化の創造

【地域文化の振興等の方針】

だれもが「心の豊かさ」を実感できる地域社会の形成に向け、地域住民の自主的・創造的な文化活動への参加や芸術鑑賞など広く文化に接する機会の拡充、文化財や歴史的遺産・北海道遺産の保存・活用、青少年の文化活動に対する支援等を進めるなど、すべての人が文化を享受することのできる環境の整備を推進します。

また、歴史・文化をテーマとした地域間交流を促進するとともに、北海道遺産、産業遺産、景観などを生かしたまちづくりを推進します。

主 な 施 策

地域文化の振興等に係る施設の整備

・各種の文化施設の機能強化及び整備の促進

9 集落の整備

現 状 と 問 題 点

小規模集落における高齢化の進行

就業の機会の減少、日常生活扶助機能の低下

【集落の整備の方針】

集落住民の生活向上を図るため、生活環境施設等の整備を促進するとともに、住民と市町村が連携しながら、集落の課題の把握や課題解決に向けた主体的な取組の促進を図ります。

主 な 施 策

集落整備の対策

・基礎的な生活環境の整備促進、「集落支援員」や「地域おこし協力隊」の活用促進 など